

もみりハの家川島 運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、株式会社 グローフォースが開設するもみりハの家川島（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）（以下「指定地域密着型通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び機能訓練指導員、介護職員（以下「従業者」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態、又は事業対象者）にある利用者に対し、適正な指定地域密着型通所介護等を提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

2 指定地域密着型通所介護等の事業は、利用者が要介護状態（介護予防にあつては要支援状態、又は事業対象者）となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

3 指定介護予防通所介護等の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 もみりハの家川島
- （2）所在地 埼玉県比企郡川島町大字上伊草1616-1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1人

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- （2）従業者

生活相談員 1人以上

利用者及び家族等からの相談に応じ、利用の申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導、指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

看護職員 1人以上

利用者の健康状態等を的確に把握し、健康管理、その他必要な業務を行う。

介護職員 1人以上

利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務を行う。

機能訓練指導員 2人以上

機能の減衰を防止するための訓練を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、8月13日から15日、12月30日から1月3日までを除く。

（2）営業時間 8時00分から17時00分までとする。

（3）サービス提供時間 1単位目 8時45分から11時50分まで
2単位目 13時20分から16時25分までとする。

（指定地域密着型通所介護等の利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、月曜日から金曜日 1単位目 18人、2単位目18人
土曜日 1単位目 10人、2単位目10人とする。

（指定地域密着型通所介護等の内容及び利用料その他の費用の額）

第7条 指定地域密着型通所介護等の内容は次のとおりとする。

指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）においては、利用者の介護保険証に記載されている保険者ごとの地域区分の単価に準ずるものとする。

なお、利用者負担額においては、当該指定地域密着型通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担割合に応じた額とする。

（1）日常生活動作の機能訓練

（2）健康状態チェック

（3）送迎

2 その他の費用として、次に掲げる費用の額を徴収する。

（1）第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用 通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートルあたり15円

（2）おやつ・飲料代として、1日120円（税抜）

（3）おむつ代 1枚195円（税抜）

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は川島町全域及び川越市、坂戸市、東松山市の一部地域（介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）のみ）とする。

(衛生管理等)

第9条 利用者の使用する施設、食器その他の備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置

委員会の開催 6か月に1回以上

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

(3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施

採用時研修 採用後3か月以内

継続研修 年1回以上

訓練の実施 年1回以上

(業務継続計画の策定等)

第10条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非日常の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年1回以上

(3) 訓練の実施 年1回以上

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

(1) 主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。

(2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。

(3) 体調不良等によって機能訓練等に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(緊急時等における対応方法)

第12条 指定地域密着型通所介護等の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じる。

（非常災害対策）

第13条 事業所は、防火管理又は火気・消防等についての責任者を定め、火災・水害・土砂災害・地震等にも対処するための非常災害対策計画を作成し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

避難・救出その他必要な訓練を行う回数：年1回

（苦情処理）

第14条 指定地域密着型通所介護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 提供した指定地域密着型通所介護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供した指定地域密着型通所介護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供した指定地域密着型通所介護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

（事故発生時の対応）

第15条 利用者に対する指定地域密着型通所介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（個人情報の保護）

第16条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第17条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

委員会の開催 年1回以上

（2）虐待の防止のための指針を整備する。

（3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。

採用時研修 採用後3か月以内

継続研修 年1回以上

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第18条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命はまたは身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録しなければならない。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置

委員会の開催 年1回以上

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 身体拘束等の適正化のための研修の実施

採用時研修 採用後3か月以内

継続研修 年1回以上

(地域との連携)

第19条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 指定地域密着型通所介護等の提供に当たっては、利用者、利用の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護等について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置しおおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 事業所は、前項の報告、評価、要望、上限等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによ

り従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 グローフォース 代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

この規程は、令和6年2月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。